

## 提 案 理 由

報告第14号  
専決第13号

委任専決処分をしたものについて  
損害賠償の額を定め和解することについて

公用車の事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことに対し、同条第2項の規定により報告するものである。

### 【事故の概要】

平成30年6月7日、養父市八鹿町宿南地内で訪問先の駐車場に公用車を駐車した際、サイドブレーキをかけずに車を離れたため車が後進してしまい、民家の壁に衝突し、壁を破損させたもの

■損害賠償の額 36,720円

■過失割合 市の過失100%

承認第3号  
専決第14号

専決処分したものにつき承認を求めることについて  
平成30年度養父市一般会計補正予算（第3号）の専決処分について

理 由

平成30年7月豪雨により発生した災害の復旧のため、養父市一般会計予算について補正措置をする必要が生じたが、一部経費（応急対策経費や農地等の復旧補助金）の支払いに急を要し、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、「平成30年度養父市一般会計補正予算（第3号）」を地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したことに対し、同条第3項の規定により承認を求めるものである。

議案第55号

養父市税条例等の一部を改正する条例の制定について

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成30年政令第126号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第127号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）が、平成30年3月31日に公布され、平成30年10月1日等に施行されることに伴い、養父市税条例（平成16年養父市条例第60号）について所要の改正を行うものである。

【改正内容】

- ・たばこ税の区分に「加熱式たばこ」を新設
- ・定められた期間に取得された再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、バイオマス等）について、最初の3年度分における固定資産税の課税標準の特例割合を定める。
- ・障がい者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件を125万円から135万円に引上げ
- ・年金受給者の配偶者が源泉控除対象配偶者である場合は、配偶者特別控除の適用を受けるための申告書の提出を不要とする。
- ・前年の合計所得が2,500万円を超える所得割の納税義務者には基礎控除及び調整控除を適用しない。 など

議案第56号

養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定について

理由

兵庫県の福祉医療費助成事業実施要綱の一部が改正されたことに伴い、養父市福祉医療費等助成条例（平成16年養父市条例第125号）の一部を改正するものである。

なお、施行日は公布の日からとし、平成30年7月1日から適用する。

【改正内容】

指定都市から養父市に転入した場合、住民税所得割税率の違いから医療費助成の判定に不均衡が生じるため、当該転入者に対し、養父市の税率で所得割の額を算定し、不均衡を解消するもの

議案第57号

養父市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第58号

養父市集落定住改善施設の設置及び管理運営条例を廃止する条例の制定について

理由

上記2議案は、養父市公共施設等総合管理計画に基づき、区の集会施設（公民館）については、地元区と協議の上、準備の整った区から無償譲渡を進めており、今回、4施設について合意形成ができたこと及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定について、国等の承認を得ることができたため、関係条例から当該施設を削除し、及び関係条例を廃止するものである。

なお、施行日は、平成30年10月1日からである。

【譲渡する施設】

- ・コミュニティセンター（コミセンやぶ）
- ・口大屋コミュニティセンター

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養父市左近山集落定住改善施設</li> <li>・養父市鉄口米地多目的集会施設</li> </ul>
議案第59号	財産の無償譲渡について
議案第60号	財産の無償譲渡について
議案第61号	財産の無償譲渡について
議案第62号	財産の無償譲渡について
理 由	<p>上記4議案は、議案第57号及び議案第58号で協議の整った4集会施設（公民館）について、各区に無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものである。</p>
議案第63号	南但広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約の制定について
理 由	<p>地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務である戸籍事務において、南但広域行政事務組合の構成市の事務の効率化及び経費の削減を図るため、戸籍法（昭和22年法律第224号）第118条に規定する電子情報処理組織による取扱いのうち、「戸籍事務のコンピュータの管理に関する事務」を同組合の共同処理する事務として新たに加えるため、組合同規約について所要の変更を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、平成31年1月1日からである。</p> <p><b>【変更点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成市が各々管理している戸籍サーバを南但広域行政事務組合が管理する。</li> </ul>
議案第64号	平成30年度養父市一般会計補正予算（第4号）
議案第65号	平成30年度養父市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第66号	平成30年度養父市介護保険特別会計補正予算（第2号）
理 由	<p>上記3議案は、当面必要とする経費の補正を行うものである。</p>
報告第15号	平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
理 由	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94</p>

号) 第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成29年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付けて議会に報告するものである。

- 認定第1号 平成29年度養父市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成29年度養父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成29年度養父市養父歯科診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成29年度養父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成29年度養父市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成29年度養父市水道事業会計決算認定について
- 認定第7号 平成29年度養父市下水道事業会計決算認定について

理由 以上5会計の平成29年度決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、認定に付すものである。

理由 上記2会計の平成29年度決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、認定に付すものである。